

山梨県選挙管理委員会告示第四十二号

平成三十一年四月七日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による各選挙区の候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 忍

選挙区名	制限額
西八代郡・南巨摩郡	五百十五万五千四百円
中巨摩郡	五百二十万千三百円
南都留郡	五百四十九万七千五百円
甲府市	五百三十四万二千五百円
富士吉田市	五百六十二万千六百円
都留市・西桂町	五百十二万二千六百円
山梨市	五百十三万六千円
大月市	五百六十九万四百円
韮崎市	五百九十八万千八百円

南アルプス市	五百五十三万七千六百円
北杜市	五百五十九万五千五百円
甲斐市	五百六十万七千円
笛吹市	五百五十一万四千七百円
上野原市・北都留郡	五百六十九万九千三百円
甲州市	六百十五万八千七百円
中央市	五百九十四万六千二百円